

算 定 基 準

【保勤施設等の場合（第3条第2項の表（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(イ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成18年3月1日社福第2231号本職通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る県費補助</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び施設監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成18年3月1日付け社福第2233号本職通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算出された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化設備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（第3条第2項の表（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>（ア）別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価（多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価）を基準額とする。</p> <p>（イ）公害防止対策事業として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>（ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-5又は別表3-6に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>（エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-5又は別表3-6に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表1-3

算 定 基 準

(別表1-1、別表1-2及び別表4に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。 ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認められた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	知事が必要と認められた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	5,760,000
	初度整備加算		88,000
	個室設備加算	都市部	422,000
標準		402,000	
更生施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	5,760,000
	初度整備加算		88,000
	個室整備加算	都市部	422,000
標準		402,000	
授産施設		都市部	2,610,000
		標準	2,490,000
	初度設備加算		88,000
宿所提供施設		都市部	2,070,000
		標準	1,980,000
	初度整備加算		88,000
社会事業授産施設		都市部	2,610,000
		標準	2,490,000
	初度整備加算		88,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類		補助基準額 単位：(円)
救護施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
更生施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	6,710,000
		標準	6,400,000
		初度整備加算	98,000
	個室整備加算	都市部	469,000
		標準	447,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類		補助基準額 単位：(円)
救護施設	都市部	9,190,000
	標準	8,750,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価増加算後の単価であること。
2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-1

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 （日中活動部分）	利用定員 20人 以下	都市部	55,700,000
			標準	53,100,000
		21人 ～40人	都市部	112,200,000
			標準	106,900,000
		41人 ～60人	都市部	187,500,000
			標準	178,500,000
		61人 ～80人	都市部	263,300,000
			標準	250,800,000
		81人 ～100人	都市部	339,300,000
			標準	323,100,000
		101人 ～120人	都市部	414,300,000
			標準	394,500,000
		121人以上	都市部	490,300,000
			標準	467,000,000
	施設入所支援整 備加算及び本体 （宿泊型自立訓 練）	利用定員 20人 以下	都市部	44,900,000
			標準	42,800,000
		21人 ～40人	都市部	90,600,000
			標準	86,300,000
		41人 ～60人	都市部	151,500,000
			標準	144,300,000
		61人 ～80人	都市部	213,400,000
			標準	203,300,000
		81人 ～100人	都市部	274,200,000
			標準	261,100,000
101人 ～120人		都市部	336,000,000	
		標準	320,100,000	
121人以上		都市部	397,000,000	
		標準	378,100,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000		
	標準	40,900,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000		
	標準	134,700,000		

	短期入所整備加算		都市部	11,700,000
			標準	11,100,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,500,000
			標準	12,900,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,670,000
			標準	9,220,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,440,000
			標準	6,140,000
	避難スペース整備加算		都市部	37,300,000
			標準	35,600,000
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	101,300,000
			標準	96,500,000
		21人 ~40人	都市部	203,500,000
			標準	193,800,000
		41人 ~60人	都市部	339,200,000
			標準	323,100,000
		61人 ~80人	都市部	477,400,000
			標準	454,700,000
		81人 ~100人	都市部	614,300,000
			標準	585,000,000
		101人 ~120人	都市部	750,900,000
			標準	715,200,000
		121人 以上	都市部	887,800,000
			標準	845,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,900,000
			標準	40,900,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	141,400,000
			標準	134,700,000
	短期入所整備加算		都市部	11,700,000
			標準	11,100,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,500,000
			標準	12,900,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,670,000
			標準	9,220,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,440,000
			標準	6,140,000

			標準	6,140,000	
	避難スペース整備加算		都市部	37,300,000	
			標準	35,600,000	
共同生活援助	倉設	定員4人 ~ 10人	都市部	26,400,000	
			標準	25,200,000	
		短期入所整備加算		都市部	11,700,000
				標準	11,100,000
		エレベーター等設置整備加算		都市部	2,100,000
				標準	2,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,670,000	
			標準	9,220,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,440,000	
			標準	6,140,000	
	避難スペース整備加算		都市部	37,300,000	
			標準	35,600,000	
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	101,300,000	
			標準	96,500,000	
		21人 ~40人		都市部	203,500,000
				標準	193,800,000
		41人 ~60人		都市部	339,300,000
				標準	323,100,000
		61人 ~80人		都市部	477,400,000
				標準	454,700,000
		81人 ~100人		都市部	614,400,000
				標準	585,100,000
		101人 ~120人		都市部	751,000,000
				標準	715,300,000
		121人以上		都市部	887,800,000
				標準	845,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,900,000	
			標準	40,900,000	
	大規模生産設備等整備加算		都市部	141,400,000	
			標準	134,700,000	
	短期入所整備加算		都市部	11,700,000	
			標準	11,100,000	

	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,500,000
			標準	12,900,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,670,000
			標準	9,220,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,440,000
			標準	6,140,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	20,700,000
			標準	19,800,000
	避難スペース整備加算		都市部	37,300,000
			標準	35,600,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	55,700,000
			標準	53,100,000
		21人 ~40人	都市部	112,200,000
			標準	106,900,000
		41人 ~60人	都市部	187,500,000
			標準	178,500,000
		61人 ~80人	都市部	263,300,000
			標準	250,800,000
		81人 ~100人	都市部	339,300,000
			標準	323,100,000
		101人 ~120人	都市部	414,300,000
			標準	394,500,000
		121人 以上	都市部	490,300,000
			標準	467,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,900,000
			標準	40,900,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	141,400,000
			標準	134,700,000
	短期入所整備加算		都市部	11,700,000
			標準	11,100,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,500,000
			標準	12,900,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,670,000	
		標準	9,220,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,440,000	
		標準	6,140,000	

		標準	6,140,000
	避難スペース整備加算	都市部	37,300,000
		標準	35,600,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	27,900,000
		標準	26,600,000
短期入所（短期入所のための整備の場合）		都市部	14,200,000
		標準	13,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のための整備の場合）		都市部	9,670,000
		標準	9,220,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のための整備の場合）		都市部	6,440,000
		標準	6,140,000
避難スペース整備（避難スペースのための整備の場合）		都市部	37,300,000
		標準	35,600,000
補装具製作施設		都市部	14,200,000
		標準	13,500,000
盲導犬訓練施設		都市部	175,400,000
		標準	167,100,000
点字図書館		都市部	48,100,000
		標準	45,900,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	65,000,000
		標準	61,900,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付(社)第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のための整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	149,100,000	
			標準	142,100,000	
		41人 ~60人	都市部	248,600,000	
			標準	236,800,000	
		61人 ~80人	都市部	349,300,000	
			標準	332,700,000	
		81人 ~100人	都市部	450,100,000	
			標準	428,700,000	
		101人 ~120人	都市部	549,900,000	
			標準	523,700,000	
		121人以上	都市部	650,400,000	
			標準	619,500,000	
		施設入所支援 整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	120,300,000
				標準	114,600,000
	41人 ~60人		都市部	201,000,000	
			標準	191,500,000	
	61人 ~80人		都市部	282,900,000	
			標準	269,500,000	
	81人 ~100人		都市部	363,600,000	
			標準	346,400,000	
101人 ~120人	都市部		445,900,000		
	標準		424,700,000		
121人以上	都市部		526,500,000		
	標準		501,400,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	57,000,000			
	標準	54,300,000			
短期入所整備加算	都市部	12,900,000			
	標準	12,300,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000			
	標準	17,000,000			
福祉型障害児	本体	利用定員 40人 以下	都市部	270,200,000	

入所施設 医療型障害児 入所施設			標準	257,400,000
		41人～60人	都市部	450,100,000
			標準	428,700,000
		61人～80人	都市部	633,300,000
			標準	603,100,000
		81人～100人	都市部	814,600,000
			標準	775,800,000
		101人～120人	都市部	996,300,000
			標準	948,900,000
		121人以上	都市部	1,177,500,000
			標準	1,121,500,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	57,000,000
			標準	54,300,000
		短期入所整備加算	都市部	12,900,000
		標準	12,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000	
	標準	17,000,000		

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	108,000,000		
			標準	102,900,000		
		21人 ~40人	都市部	217,100,000		
			標準	206,800,000		
		41人 ~60人	都市部	361,900,000		
			標準	344,700,000		
		61人 ~80人	都市部	509,200,000		
			標準	485,000,000		
		81人 ~100人	都市部	655,300,000		
			標準	624,100,000		
		101人 ~120人	都市部	801,100,000		
			標準	763,000,000		
		121人 以上	都市部	947,000,000		
			標準	902,000,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	45,800,000
					標準	43,600,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	150,800,000		
			標準	143,700,000		
短期入所整備加算			都市部	12,400,000		
			標準	11,900,000		
発着障害者支援センター整備加算			都市部	14,400,000		
			標準	13,800,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	10,300,000		
			標準	9,840,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,870,000		
			標準	6,550,000		
小規模グループケア整備加算			都市部	22,100,000		
			標準	21,100,000		
避難スペース整備加算			都市部	39,800,000		
			標準	38,000,000		
福祉型児童発	本体	利用定員 20人以下	都市部	59,400,000		

達支援センタ		標準	56,600,000
		都市部	119,700,000
医療型児童発	21人～40人	標準	114,000,000
		都市部	200,000,000
達支援センタ	41人～60人	標準	190,400,000
		都市部	280,800,000
	61人～80人	標準	267,500,000
		都市部	361,900,000
	81人～100人	標準	344,700,000
		都市部	441,900,000
	101人～120人	標準	420,800,000
		都市部	523,000,000
	121人以上	標準	498,100,000
		都市部	45,800,000
就労・訓練事業等整備加算		標準	43,600,000
		都市部	150,800,000
大規模生産設備等整備加算		標準	143,700,000
		都市部	12,400,000
短期入所整備加算		標準	11,900,000
		都市部	14,400,000
発達障害者支援センター整備加算		標準	13,800,000
		都市部	10,300,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		標準	9,840,000
		都市部	6,870,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		標準	6,550,000
		都市部	39,800,000
避難スペース整備加算		標準	38,000,000
		都市部	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付「社福2234号）」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-4

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	288,200,000
			標準	274,500,000
		41人 ~60人	都市部	480,100,000
			標準	457,300,000
		61人 ~80人	都市部	675,500,000
			標準	643,300,000
		81人 ~100人	都市部	868,900,000
			標準	827,600,000
		101人 ~120人	都市部	1,062,800,000
			標準	1,012,200,000
		121人 以上	都市部	1,256,000,000
			標準	1,196,300,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	60,800,000
			標準	58,000,000
短期入所整備加算	都市部	13,700,000		
	標準	13,100,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,000,000		
	標準	18,100,000		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	61,900,000		
			標準	59,000,000		
		21人 ~40人	都市部	124,700,000		
			標準	118,800,000		
		41人 ~60人	都市部	208,300,000		
			標準	198,400,000		
		61人 ~80人	都市部	292,500,000		
			標準	278,600,000		
		81人 ~100人	都市部	377,000,000		
			標準	359,000,000		
		101人 ~120人	都市部	460,300,000		
			標準	438,400,000		
		121人 以上	都市部	544,800,000		
			標準	518,900,000		
		施設入所支援整備 加算及び本体(宿泊 型自立訓練)		利用定員 20人以下	都市部	49,900,000
					標準	47,500,000
21人 ~40人	都市部			100,600,000		
	標準			95,900,000		
41人 ~60人	都市部			168,300,000		
	標準			160,300,000		
61人 ~80人	都市部			237,100,000		
	標準			225,900,000		
81人 ~100人	都市部			304,600,000		
	標準			290,100,000		
101人 ~120人	都市部			373,400,000		
	標準			355,600,000		
121人 以上	都市部			441,100,000		
	標準			420,100,000		

	就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,700,000
			標準	45,500,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	157,100,000
			標準	149,700,000
	短期入所整備加算		都市部	13,000,000
			標準	12,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,000,000
			標準	14,400,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,700,000
			標準	10,200,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,150,000
			標準	6,820,000
	避難スペース整備加算		都市部	41,500,000
			標準	39,500,000
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	112,500,000
			標準	107,200,000
		21人～40人	都市部	226,100,000
			標準	215,400,000
		41人～60人	都市部	377,000,000
			標準	359,000,000
		61人～80人	都市部	530,500,000
			標準	505,200,000
		81人～100人	都市部	682,600,000
			標準	650,100,000
		101人～120人	都市部	834,500,000
			標準	794,800,000
		121人以上	都市部	986,500,000
			標準	939,500,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,700,000	
		標準	45,500,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部	157,100,000	
		標準	149,700,000	
短期入所整備加算		都市部	13,000,000	
		標準	12,400,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,000,000	

		標準	14,400,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部		10,700,000
	標準		10,200,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部		7,150,000
	標準		6,820,000
小規模グループケア整備加算	都市部		23,000,000
	標準		22,000,000
避難スペース整備加算	都市部		41,500,000
	標準		39,500,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	165,700,000	
			標準	157,900,000	
		41人 ~60人	都市部	276,200,000	
			標準	263,100,000	
		61人 ~80人	都市部	388,100,000	
			標準	369,700,000	
		81人 ~100人	都市部	500,100,000	
			標準	476,400,000	
		101人 ~120人	都市部	611,000,000	
			標準	581,900,000	
		121人 以上	都市部	722,700,000	
			標準	688,300,000	
		施設入所支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	133,700,000
				標準	127,400,000
	41人 ~60人		都市部	223,400,000	
			標準	212,800,000	
	61人 ~80人		都市部	314,400,000	
			標準	299,500,000	
	81人 ~100人		都市部	404,000,000	
			標準	384,900,000	
101人 ~120人	都市部		495,500,000		
	標準		471,900,000		
121人 以上	都市部		585,000,000		
	標準		557,100,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	63,400,000			
	標準	60,400,000			
短期入所整備加算	都市部	14,300,000			
	標準	13,600,000			

	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,800,000		
			標準	18,900,000		
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	300,200,000		
			標準	286,000,000		
		41人～60人	都市部	500,100,000		
			標準	476,400,000		
		61人～80人	都市部	703,600,000		
			標準	670,100,000		
		81人～100人	都市部	905,100,000		
			標準	862,000,000		
		101人～120人	都市部	1,107,000,000		
			標準	1,054,400,000		
		121人以上	都市部	1,308,400,000		
			標準	1,246,100,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	63,400,000
					標準	60,400,000
短期入所整備加算			都市部	14,300,000		
			標準	13,600,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,800,000		
			標準	18,900,000		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別表4

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた額とする。</p> <p>知事が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 知事が必要と認めた額</p> <p>ブロック 知事が必要と認めた額</p> <p>木造 知事が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>